

○議案第 1 2 号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案

□□□審議経過□□□

＝福祉教育委員会委員長報告＝

御報告申し上げます。

本案は、平成 3 1 年 4 月より、もりぐち児童クラブ入会児童室の民間委託を実施することに伴い、特別報酬を支給することができる者の対象からもりぐち児童クラブ指導パートナーを削除しようとするものであります。

本委員会といたしましては、審査の結果、特段の異論もなく、満場一致をもって、これを原案どおり可決すべきものと決した次第であります。

なお、真崎委員におかれましては、民間委託が決まっている中、条例上、指導パートナーという文言を削除することは了とするとの理由から賛成の意を表明されましたことを付言いたします。

以上、委員長報告といたします。